

C O N T E N T S  
長 月

9

September.2014  
No.481

◎もくじ

- 3.....町からのお知らせ  
○2つの給付金・退職者医療制度  
○年金・家族交流会  
・違反建築防止週間  
○けんこう講演会・ばわふる運動塾  
○人農地プラン・公民館講座  
○あいあいタクシー  
○防災訓練  
○熱気球・コンビニ交付
- 11.....交流イベント
- 12.....芝山町消防ポンプ操法大会
- 14.....風を感じて (95)
- 15.....教室の窓からこんにちは (112)
- 16.....ほっとライン・ほっとコーナー
- 18.....中学校総合体育大会
- 20.....暮らしの情報
- 24.....I♥クラブ 番外編

歳時記

- 9月 6日(土) 芝山中学校体育祭  
7日(日) 秋季町民野球大会  
9日(火)  
↓ 第3回芝山町議会定例会  
19日(金)  
15日(月) 敬老会  
27日(土) 芝山小学校・菱田小学校運動会

9月の納期

国民健康保険税 3期分

固定資産税 3期分

※9月30日(火)までに納付しましょう

**納税は便利な口座振替で!**

口座振替の方は、残高の確認をお願いします

# 町民 体育祭

会場  
..  
総合運動場

10月12日(日)



## 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金 申請期限は10月1日(水)です

町福祉保健課 福祉係・子育て支援係 ☎77-3914

臨時福祉給付金は、同じ世帯でも申請書に記載されていない方は、審査対象となりません。臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金の申請漏れがないかご確認をお願いします。

### 臨時福祉給付金

#### ○給付対象者

平成26年度分市町村民税（均等割）が課税されない方が対象です。ただし、ご自身を扶養している方が課税される場合および生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外です。

#### ○給付額

給付対象者1人につき1万円を1回限り支給します。給付対象者の中で左記の手当などを支給されている方は、5千円を加算します。  
・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金などの受給者  
・児童扶養手当、特別障害者手当などの受給者など

### 子育て世帯臨時特例給付金

#### ○給付対象者

平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む）の受給者であり、平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない方。

#### ○対象児童

平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む）の対象となる児童。

#### ○給付額

対象児童1人につき1万円

	臨時福祉給付金	子育て世帯臨時特例給付金
申請書送付先 (6月下旬に送付しました)	全世帯主	児童手当受給者 ※公務員の方の申請書は、勤務先にご確認ください。
申請方法	返信用封筒で郵送または窓口	窓口受付
必要書類	・申請書（請求書） ・申請する方全員の本人確認書類 ・指定した口座が確認できる書類	・申請書（請求書） ※受取方法に児童手当の振込口座と異なる口座を指定する場合は、本人確認書類・指定した口座が確認できる書類。 ※公務員の方は、児童手当（特例給付）受給者状況証明書。
支払予定日	第2回目9月18日 (支給決定・振込通知を送付)	10月末日 (支給決定・振込通知を送付)



## 退職者医療制度 届け出を忘れずに

町民税務課 国保年金係 ☎77-3913

会社や役所を退職して国民健康保険に加入した方が、厚生年金や共済年金を受給できるようになった場合は「退職者医療制度」で医療を受けることになります。

### 対象者

- ① 国保に加入している方
- ② 65歳未満の方
- ③ 厚生年金や各種共済組合などの老齢（退職）年金などを受けられる方で、年金への加入期間（国民年金は除く）が20年以上、もしくは40歳以降10年以上加入している方とその被扶養者

### 被扶養者とは・・・

退職被保険者本人と生活を共にし、主に退職被保険者本人の収入によって生計を維持している次の方です。

- ① 退職被保険者の直系尊属、配偶者（内縁でもよい）と3親等以内の親族、または配偶者の父母と子
- ② 国保の加入者で65歳未満の方
- ③ 年間の収入が130万円（60歳以上、または障害者の場合は180万円）未満で、退職被保険者の収入の2分の1未満の方

### 届け出に必要なもの

- 年金証書を受け取ったら、次のものを持参して町民税務課国保年金係に届け出てください。
- ① 年金証書（加入期間の分かるもの）
  - ② 国保の保険証（これから国保に加入される方は、これまで加入していた保険の離脱証明書など）
  - ③ 印鑑

退職者医療制度は、本人の自己負担と保険税のほか、職場の健康保険などからの拠出金が財源となつていきます。退職者医療制度の対象となる方の届け出がないと、本来拠出金から支払われるべき医療費も国保が負担することになります。国保の負担が大きくなれば、財源となる国保税の値上げにもつながってきます。国保の適正な運営のために、対象となった場合は必ず届け出をお願いします。